

岩国市立平田中学校 部活動運営方針

1 ねらい

- (1) 異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図る。
- (2) 学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等を図る。
- (3) 興味・関心を同じくする異年齢集団における活動を通して、リーダー性、協調性等の社会性を育む。
- (4) 生涯にわたって運動文化・芸術文化に親しもうとする態度や、その基礎を養う。

2 活動内容

- (1) 運営について
 - ① 顧問、学級担任、保護者等が連携し、円滑な運営を心がける。
 - ② 必要に応じて部活動顧問会議等を実施し、部活動運営における意思の疎通に努める。
 - ③ 必要に応じてキャプテン・部長会議、部活動集会等を開催し、努力目標などの共通化・意識化を図る。
 - ④ 部活動懇談会を開催し、保護者と顧問による円滑な運営について共通理解を図る。
 - ⑤ 部活動全体の推進を図るため、校内に部活動担当教員を配置する。
 - ⑥ 校外への生徒引率については、原則公共交通機関や業者の貸切バス（レンタカー不可）を利用する。やむを得ず保護者の車等へ同乗させる場合は、同乗承諾書をとるとともに安全運転を心がけ、搭乗者損害保険をかけていることを確認すること。
 - ⑦ 臨時部については、該当生徒が中体連主催の試合に出場するための手続きのみを学校が行う。活動や練習は学校外で行う。試合の引率は、原則保護者が行う。
- (2) 活動について
 - ① 年間活動計画及び月間活動計画、実績報告書を作成し、計画的に活動する。なお、それらは部活動担当教員へ提出する。
 - ② 活動計画は、概ね翌月が始まる1週間前までに作成し、生徒及び保護者等に配付する。
 - ③ 原則として、顧問がついて指導にあたる。（出張等で不在の場合は、責任の所在をはっきりさせる）
 - ④ 安全管理に十分留意した活動を行うとともに、けが・事故等が起きた場合は、速やかに処置を行い、適切に対応する。
 - ⑤ 活動においては、この方針の「ねらい」をめざした指導を心がける。体罰、暴言は決して行わないこと。
 - ⑥ 使用する設備の点検及び整頓・清掃、校舎の施錠等は顧問が責任をもって行う。
- (3) 休養日について
 - ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。
平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。
週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ② 長期休業中も、学期中に準じた扱いとする。また、ある程度長期の休養期間を設ける。

(4) 活動時間

- ① 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。ただし、中体連又は中文連等が主催する大会やコンクール等の特別な場合については、大会前2週間は30分の延長をしてもよい。
- ② 朝練習を実施する場合の時間帯は7:25～7:55までとする。(7:20より早く登校しない)
また、活動の際には顧問がつく。

- ③ 活動終了時刻および下校完了時刻は、次のように定める。
(ただし、週休日や長期休業中、休日については、下記 ※4)

時期	通年
活動終了時刻	16:45
下校完了時刻	17:00

- ※1 活動終了時刻には後片づけに入り、下校完了時刻までに校門を通過する。
- ※2 活動時間の延長は原則ない。特別な事情がある場合には、職員会の上で承認・保護者の承諾を得て許可する。
- ※3 時間厳守は生徒指導重点目標のためであり、守れない場合は活動停止措置もある。
- ※4 週休日や長期休業中、休日については原則8:00～16:30の範囲内とする。(ただし、大会や練習試合等については帰宅が遅くなりすぎない範囲で延長を可とする)

(5) 服装について

- ① 活動の服装は、制服または体操服および、部で揃えた練習着とする。
- ② 部単位で購入した防寒着は、下校時の防寒着として使用できる。

(6) 入部・転部・退部について

- ① 入部は希望制(任意加入)とするが、部活動の目的・方針を踏まえ積極的に入部を促す。
- ② 1年生は体験入部に参加し、自らの適性を考慮し、3年間続けられる部を選択する。
- ③ 体験入部期間における、放課後の活動は16:45までとし、17:00を完全下校とする。
- ④ 原則として3年間同一の部で活動するものとする。
- ⑤ やむを得ない転部・退部は顧問・担任・保護者との十分な話し合いの上、決定する。

3 その他

- (1) 規律違反その他好ましくない状況があった場合には、一定期間活動を停止させることがある。
- (2) 活動停止の決定は、部活動顧問会議で討議の上決定し、生徒・保護者に連絡を徹底する。
- (3) 部の休部・削減については、別に定める「新規部員の募集停止及び廃部に関する判断基準」の規定に基づいて進めていく。
- (4) 活動予算は、生徒会・後援会予算より計上され、年度初めに提示する。
- (5) 3年生の活動は、県選手権・文化祭・定期演奏会をもって引退とする。その後の活動は、職員会の上で承認を得た上で、保護者の承諾を得ることとする。また、進路決定後については、卒業式後の平日であれば、顧問から要請を受け、保護者の承諾を得た上で活動させても良い。
- (6) 定期テストの一週間前からは活動中止とする。特別な事情がある場合は職員会の上で承認を得て許可する。
- (7) 各部が個別に徴収する学校管理下で運用している部費等については、「岩国市及び和木町小・中学校徴収金取扱の手引き」を活用し、保護者への決算報告を行うものとする。
- (8) **太枠**で囲ったところは、令和7年度からの変更点。